

主な内容

本号は12頁です

- 第4回市議会定例会
- 今年のできごと
- 国保・年金特集

●発行/山口市役所 〒753 山口市亀山町2-1 ☎0839-22-4111 ●編集/企画財政部広報広聴課 ●印刷/山口印刷工業株式会社

市民交通災害共済受付中

毎月15日は、お年寄りの交通安全日
思いやりみんなですすめる交通安全
交通事故状況《11月》

- 発生件数 70 (累計 640 / 前年比 -64)
- 死亡者 0 (累計 4 / 前年比 -6)
- 負傷者 80 (累計 733 / 前年比 -27)



きらびやかに魔法の屋根登場

11月27日、米屋町と道場門前の商店街をつなぐアーケード「魔法の屋根」が落成しました。30日にはイベント「街は劇場 ルネサンス・山口」を開催。色とりどりに染まる大きな球体に映像が映し出され、レーザー光線が飛び交い、美しい音楽が響く中、サビエルと大内文化をテーマにしたパフォーマンスなどが観客を楽しませました。素敵なシンボルを持った商店街。これからもたくさんの人びとが集うことでしょう。

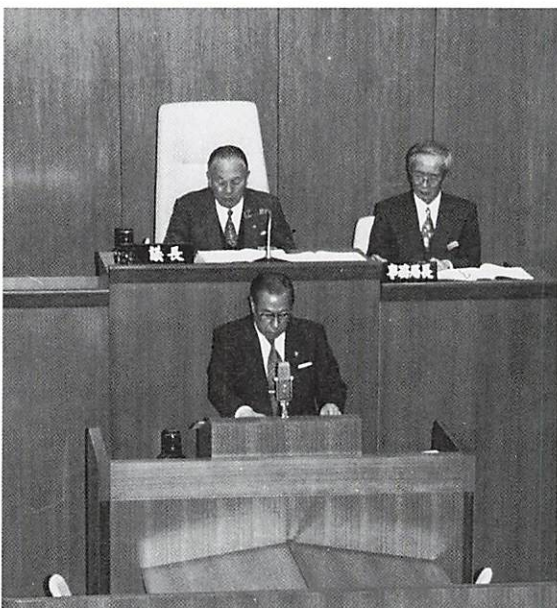
12/15
1996年No.1186

■市報やまぐちは再生紙を使用しています。
(上段は、平成8年12月1日現在、下段は今年1月1日との比較)



平成8年第4回市議会（定例会）

補正予算など26議案を上程



議会初日に市政概況報告を行う佐内市長

平成八年第四回山口市議会が、十二月二日から十七日までの日程で始まりました。初日に上程された議案は平成八年度山口市一般会計補正予算など予算に関する議案五件、山口市行政手続条例など条例に関する議案二件、平成七年度山口市一般会計歳入歳出予算の認定についてなど事件議決が十九件、合わせて二十六件です。議会の初日には佐内市長が最近の市政概況について報告しました。

市政概況報告

平成七年国勢調査の基本集計結果について申し上げます。

平成七年国勢調査の調査結果の概況につきましては、既にご報告申し上げたところでございますが、この度、総務庁から年齢別の人口について、第一次基本集計結果が公表さ

れましたので、ご報告申し上げます。

それによりますと、総人口は十三万五千五百七十九人に確定いたしました。年齢別の人口を十四歳以下の年少人口、十五歳から六十四歳までの生産年齢人口、六十五歳以上の高齢人口という三つの区分でとらえ、これを構成比で見ますと、生産年齢人口はほぼ横

ばい状態でございますが、年少人口は一六・六パーセント、高齢人口は一五・九パーセントとなりまして、前回の調査に比べ、年少人口比は二・三ポイント増加いたしております。

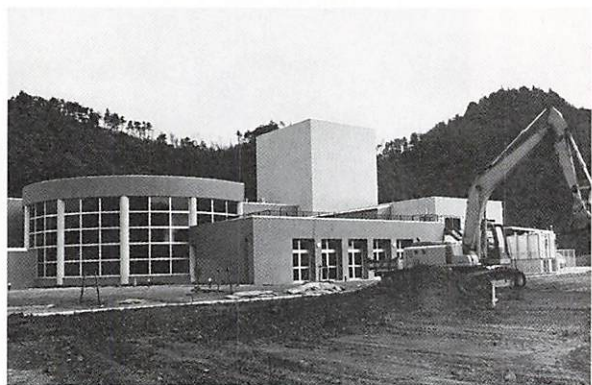
高齢人口比を山口県全体と比較しますと、県の一九パーセントに対し、本市は一五・九パーセントとなっております。平成二年の県平均が一五・九パーセント

でありましたことから、前回調査と同様に、本市は山口県より五年遅れで高齢化が進行する状況になっております。

（仮称）文化交流プラザの進捗よく状況について申し上げます。

当プラザにつきましては、やまぐち情報文化基本計画における拠点施設として、平成五年度以降、各種アンケート調査や市民懇談会等を実施する中で機能構成を検討してまいりましたところでございます。

本年度につきましては、基本設計に着手することといたしており、設計者の選定を行いました結果、芸術文化施設に関して豊富な経験と実績を有する株式会社磯崎アトリエを設計者として決定したと



本体工事が完了し、オープン間近のリサイクルプラザ

ところでございます。

今後は、磯崎アトリエと設計スケジュール等の具体的な打ち合わせに入ることとなりますが、当プラザの整備を平成十一年の市政七十周年記念事業として位置付け、事業の推進を図ってまいれる所存でございます。

山口市リサイクルプラザの整備状況及び分別収集に向けての取組状況について申し上げます。

平成七年十月から整備してまいりました山口市リサイクルプラザの本体工事が、十一月末に完成したところでございます。

今後は、開設に向け屋外整備工事等を行いまして、平成九年一月二十日に竣工式を、

また、一月二十六日には、市民の方々の参加によりますリサイクルプラザオープンフェスタの開催を予定しているところでございます。

多くの市民の方々のご利用を切望いたしますのでございます。

次に、平成九年二月からの実施を予定しております空き缶、空き瓶の分別収集に向けての取り組み状況について申し上げます。

分別収集の実施に当たりましては、市民の方々への啓発を目的といたしまして、十月から公民館等におきまして説明会を開催してまいりましたところでございます。

今後も、各地区での説明会の実施などによる啓発を行いまして、引き続き分別収集の実施に向けて努力いたす所存でございます。

日程

- 十二月二日 議案説明
- 三日、八日 休会
- 九日、十一日 一般質問・質疑
- 十二日 教育民生委員会・建設委員会
- 十三日 総務委員会・経済委員会
- 十四日、十六日 休会
- 十七日 委員長報告・討論・採決

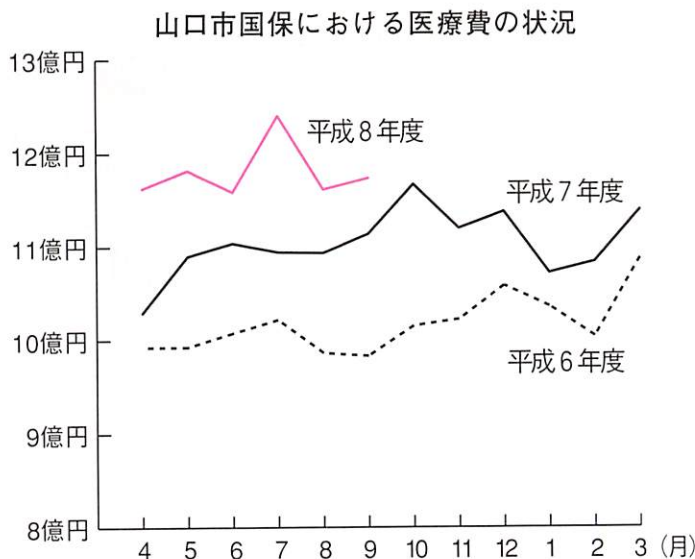
国保料 納めて安心 わが家の健康

国民健康保険

国民健康保険は、みなでお金を出し合って、病気やけがをしたときの医療費にあてる助け合いの制度です。皆さんから支払われる保険料や国からの負担金を財源として、市が運営を行っています。このページでは、国保の現状と届け出などについて解説します。

医療費が増えています

高齢化の進展、医療技術の進歩、成人病の増加などにより、医療費は上の表のように年々増え続けています。



保険料を滞納すると

医療費が増大する中で、平成八年度の保険料は据え置いています。しかし、保険料を納めない方がおられますと、医療費の支払いが難しくなり、保険料を上げる要因にもなります。保険料は必ず納期限内に納めてください。また納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。



国保のお届けはお済みですか

加入の届け出が遅れると・・・

国保に加入しなければならぬとき、届け出が遅れると、その間の医療費が全額自己負担になる場合があります。また、資格を得た時点までさかのぼって保険料を納めることになりません。
※保険料は届け出をした月からではなく、国保の資格を得た月からかかります。

やめる届け出が遅れると・・・

国保の資格を喪失した後で、国保の保険証を使って診療を受けた場合は、国保が負担した医療費を全額返していただくことになります。

こんなときは必ず14日以内に届け出を

	こんなとき	必要なもの
国保に入るとき	他の市町村から転入してきたとき	印かん
	他の健康保険をやめたとき	印かん、健保をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印かん
国保をやめるとき	他の市町村へ転出するとき	印かん、保険証
	他の健康保険に入ったとき	印かん、国保と健保の保険証
	死亡したとき	印かん、保険証
	生活保護を受けるようになったとき	印かん、保険証
その他	保険証をなくしたとき (あるいは汚して使えなくなったとき)	印かん、身分を証明するもの
	住所、氏名、世帯主、続柄などが変わったとき	印かん、保険証
	修学のため、子どもが他の市区町村に住んで別の保険証が必要とき	印かん、保険証、在学証明書
	退職者医療制度に該当したとき	印かん、保険証、年金証書
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	印かん、保険証

交通事故にあつたら・・・

交通事故のように第三者(加害者)の行為によってけがをした場合は、被害者に重大な過失がない限り、加害者が被害者の治療費を負担するのが原則です。しかし、国保を

使って治療を受けることもできます。

国保で治療を受ける場合には、「第三者の行為による被害届」の提出が義務づけられていますので、市保険年金課まで必ず届け出てください。

届け出に必要なもの

- ・ 保険証
- ・ 印かん
- ・ 事故証明書

○問い合わせ

市保険年金課給付担当

☎ 22-4111



老人医療

七十歳以上の方、または一定の障害を持つ六十五歳から六十九歳までの方は、老人保健法による医療の給付を受けることができます。

ただし、国民健康保険および社会保険等に加入している人に限りません。

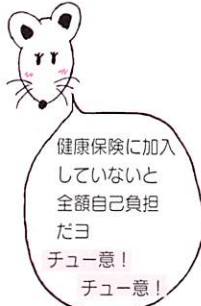
該当する人は、老人医療受給者証と健康手帳の交付を受ける手続きをしましょう。

健康保険には必ず加入を

外来、入院を問わず自己負担を除いたお年寄りの医療費は、国・県・市から三割、残りの七割は各種保険者から出しています。(老人保健施設等の場合は五割ずつ)

したがって、老人医療の受給者になっても必ず健康保険に加入して下さい。

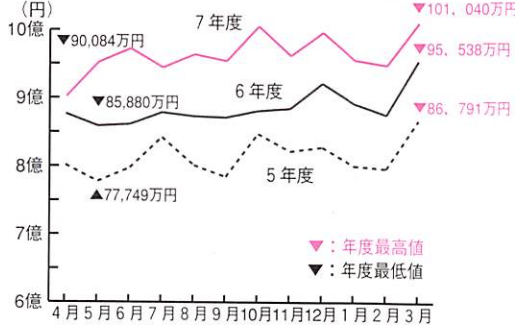
また、老人医療に切り替わったからといって保険料が安くなったり免除されるということはありません。



老人医療費の増加

平成七年度に山口市が支払った老人医療費は、百十五億一千万円です。一人平均になると約八十万七千円になります。これを前年度と比較すると四・五%の増加となっています。別表は、過去三年間の月別老人医療費支払い状況ですが、毎年老人医療費が増加していることがわかります。

別表 過去3年間の月別老人医療費支払い状況



医療費は合理的に

お年寄りの医療費はみんなを支えています。やむを得ない場合を除いて、休日・深夜・時間外の受診を避けたり、むやみに転医はし

お知らせ

平成八年十月から入院時の食事の自己負担額が次のように改定されました。

入院時の食事代の標準負担額	
一般加入者	1日 760円
市民税	90日までの入院 1日 650円
	90日を越える入院 1日 500円
非課税世帯	1日 300円
	老齢福祉年金受給者

市民税非課税世帯の方で標準負担額の減額認定を受けようとする場合は申請が必要です。 ※詳しくは、市保険年金課医療助成担当(☎22-4111)へおたずねください。

福祉医療

福祉医療制度は、重度心身障害者、乳幼児、母子家庭を対象とした保険診療による医療費の自己負担分および入院時食事負担の一部を助成する制度です。

福祉医療制度の対象者と所得の制限は、次のとおりです。

重度心身障害者医療

☆対象者
身体障害者手帳一〜三級、療育手帳A、特別児童扶養手当一級、精神障害者保健福祉手帳一級所持者または障害基礎年金一級の受給者

☆所得制限
老齢福祉年金の本人所得制限額を超えない人

乳幼児医療



☆対象者

三歳未満の乳幼児(歯科診療については、義務教育就学前の児童)

☆所得制限

市民税所得割額七万円(父母の合算額)以下

ただし、出産、病気などにより離職して、当分の間、就労できなくなった場合は、所得制限の特例があります。(退職証明書および申立書が必要となります。詳しくは事前にお問い合わせください。)

母子家庭医療

☆対象者
母子家庭の母および児童(十八歳の年度末まで)

☆所得制限
市民税所得割非課税の世帯

受給者証交付の申請方法

市保険年金課またはお近くの出張所へ、健康保険証等と印かん、(転入者は所得・課税証明書、重度心身障害者は障害を証するものが必要)を持参して申請し、「福祉医療費受給者証」の交付を受けてください。

医療費助成の受け方

医療機関で受診される際に、「健康保険証等」と「福祉医療費受給者証」を提示することで保険診療による医療費の自己負担分を支払う必要がありません。

ただし、次のような場合は、かかった医療費を一時本人が立替払いし、後で市に申請して助成を受けてください。
・山口県外で受診したとき

・やむを得ない理由で、受給者証を提示せず受診したとき
・治療用装具を装着したとき
・更生医療、育成医療、養育医療を受けたときなど
申請に必要なものは、健康保険証等、受給者証、領収書、療養給付費証明、印かん、金融機関名および口座番号のわかるもの
です。(詳しくは事前にお問い合わせください。)

いろいろな届出について

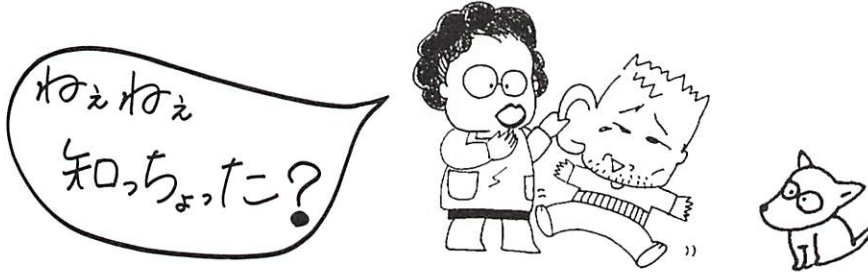
届出の必要なとき
・加入医療保険の変更
・住所、氏名の変更
・交通事故などで受給者証を使って受診したとき
・生活保護を受け始めたとき
・障害の程度が変更したとき
(重度心身障害者の場合)
・死亡、転出、その他

おながい 受給者証の返還について

受給資格を喪失した場合(死亡、転出、その他)は、すみやかに受給者証をお返しください。
※詳しくは、市保険年金課医療助成担当(☎22-4111)へおたずねください。



年金特集



基礎年金番号って何じゃろう

いよいよ平成9年1月からスタート



加入者の皆さんがより適正に年金を受けられるよう、国民年金、厚生年金、共済組合など公的年金制度の番号が統一され、一人一番号となります。

年金サービス向上!

『基礎年金番号』って何?

これまでの公的年金制度では、加入する制度ごとに年金番号が付されて記録の管理が行われてきましたが、平成九年一月から、この番号が共通化され、制度を移った場合でも変わらない番号が用いられることになりました。この番号を「基礎年金番号」といいます。

『基礎年金番号』実施の目的

退職、転職の際に、市役所への届け出を忘れたことなどにより、奥さんも含め年金が受けられなかったり、低額になることがあります。このようなことがないように、新たに届け出のお知らせを行い、年金権確保を図ることを目的とします。

このようなサービスができます。

年金受給の手続きの際、加入記録の把握が早くなり、年金受給の受付から受給までの時間が短縮されます。また将来的には年金加入や、年金の見込み額のお知らせが可能になります。

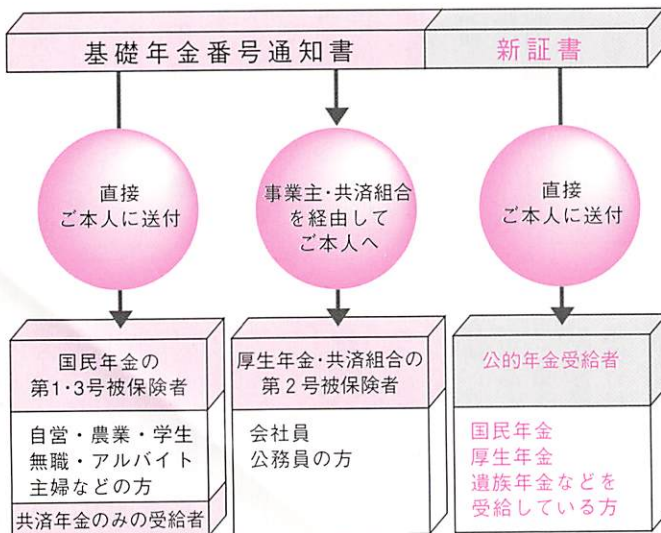
何か手続きは必要ですか?

特別な手続きは必要ありません。



平成8年12月中旬に

『基礎年金番号通知書』『新証書』を送付します。



『基礎年金番号通知書』は年金手帳に張り付け、『新証書』はこれまでの年金証書と一緒に大切に保管しましょう。



もっと知ろう
『基礎年金番号』Q & A

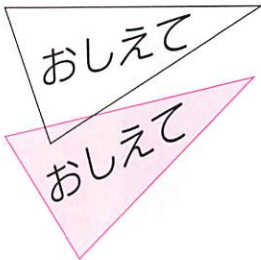
Q 年金の支払い額や支払い方法は変わりますか?
A 年金の支払い額や支払い方法は変わりません。

Q 複数の年金を受けている場合の現況届は?
A 平成九年一月からはひとりに一つの現況届を送付します。

ただし、共済年金受給者または、障害年金受給者で毎年七月に現況届が送付されていた方は、従来どおり別の現況届を送付します。

Q 年金手帳が二つ以上ある場合は?
A 十二月中に送付する『基礎年金番号通知書』を年金手帳に張り付け、他の年金手帳も一緒に保管しましょう。(手帳を紛失した方は市役所まで)

基礎年金番号に関するご質問お問い合わせは
◆基礎年金番号臨時相談電話
フリーダイヤル0120-366-288
◆新年金証書については
フリーダイヤル0120-008-500
月曜日～金曜日(祝日および年末年始を除く)
午前9時～午後5時
◆インターネット厚生省ホームページ
http://www.mhw.go.jp/



どうなるの? 私の基礎年金番号



～届け出の際には、必ず基礎年金番号で行いましょう～

A パターン

自営業・農業・会社員
学生・主婦・無職の方



平成9年1月現在に加入されている制度の年金手帳の記号番号がそのまま基礎年金番号に!

B パターン

公的年金受給中の方、これから公的年金を受けられる方



最後に加入されていた制度の年金手帳の記号番号を基礎年金番号に!

C パターン

公務員の方、共済年金のみを受けている方



平成9年1月から新たに、基礎年金番号を!

D パターン

学生などで初めて公的年金に加入される20歳の方、または20歳前に公的年金に加入される方



平成9年1月から新たに、基礎年金番号を!

本来ならば二年前までしかさかのぼって、第3号被保険者の該当となりませんが、平成七年四月から平成九年三月三十一日までに届け出をされると、特例で、昭和六十一年四月一日以降で届け出がもれていた期間も、第3号被保険者として該当します。

お問い合わせ
市保険年金課年金担当
山口社会保険事務所
☎22-4111
☎22-5660



なくなったり、年金額が少なくなるの注意をしましょう。

こんなことございませんか?

妻の特例届が必要な代表的なパターン
A(種別変更届)・B(第3号被保険者資格取得該当届)が未届け

■は特例届によって第3号被保険者に該当する期間

1 妻が所得オーバーで夫の扶養から外れた(A)が、再び扶養に入った(B)場合

夫	S61.4	H2.4	H3.4	現在
妻	2号	1号	3号	
	3号	1号	3号	

2 夫が退職し妻が扶養から外れた(A)が、夫が再就職し妻が再び扶養に入った(B)場合

夫	2号	1号	2号
妻	3号	1号	3号

3 妻が厚生年金などに一時加入し夫の扶養から外れた(A)が、厚生年金などをやめたため再び扶養に入った(B)場合

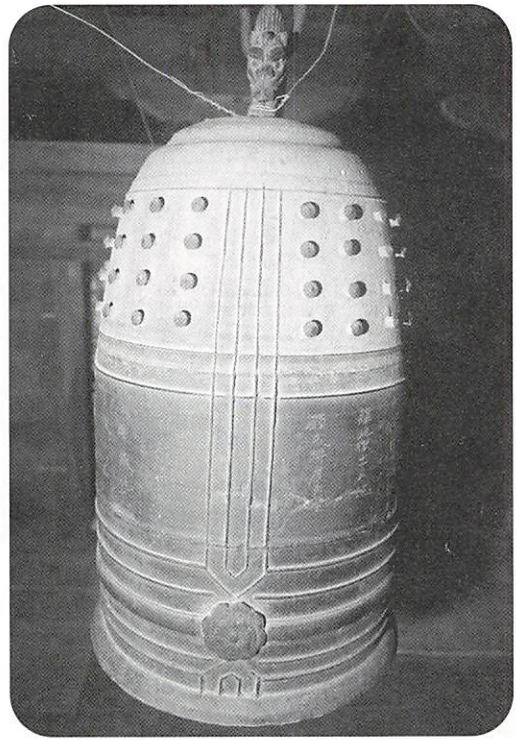
夫	2号	3号
妻	3号	2号

夫(妻)が厚生年金・共済組合の加入者(第2号被保険者)で、その扶養に入っている妻(夫)は、国民年金の「第3号被保険者」です。これらの方の保険料は、厚生年金・共済組合が制度全体で負担する仕組みになっています。第3号被保険者の該当者で手続きをされていない方は、平成九年の三月三十一日まで届け出てください。

急いで 急いで 第3号被保険者の「特例届」

受付期間は平成9年3月31日まで

山口市文化財審議会
瑠璃光寺の梵鐘が市指定の文化財に答申



十一月二十五日、山口市文化財審議会（白杵華臣会長）が開かれ、「瑠璃光寺の梵鐘（天文三年在銘）」を市指定文化財に指定することを答申しました。十二月十八日の教育委員会にはかられ正式に指定されます。

この梵鐘は高さ八九・七センチメートルで比較的小型の部類に属し、口径は四七・五センチメートルとバランスのとれたスマートな美しい形をしています。この鐘は銘文によると、天文元（一五三二）年に吉敷郡仁保庄大畠村（現在の仁保）にあった光明禪寺のものとして製造されたもので、作者は藤原之國です。奉納した重近は平興奉（仁保氏第十九代当主）の家来であろうと思われる。したがって光明寺と仁保氏とは特別な関係があったことが想像されます。

光明寺は、もと犬鳴滝の入り口付近にあったお寺です。「周防三浦史話」によれば明治三年に同村の養徳院ならびに法雲院と合併し、廃寺となったとありますが、実際にはかなりさかのぼると推測されます。

この鐘が瑠璃光寺に移ったのは、当然光明寺の廃寺以降であり、時期は瑠璃光寺の山口移転（元禄三年）以前と考えられます。

鐘の作風は素朴で、撞座（鐘を木で叩くところ）に花弁を鑄出する工法は珍しく、少し時代は下がりますが下関市長府の安尾春種が造った万福寺（嘉川）の鐘と似ており、その共通の発想から長府の鑄物師と考えられます。

この鐘は中世の防長金工資料として、また光明寺と仁保興奉（平興奉）との関わりを明らかにする資料として重要なものです。

ふるさとの竹に親しむ 小鯖小竹細工集会

「切り方が分からないと聞かれたので、教えてあげました」と自分の竹細工もそこそこに高学年の児童が下級生にアドバイス。11月26日、1年生から6年生までの縦割班により、小鯖小学校児童会が竹細工集会を同校で開きました。老人クラブの方々と保護者、計17人も交え、竹とんぼ、剣玉、うぐいす笛などを小鯖の竹で製作。老人クラブの方は「70年以上も昔のことで、やっと思い出して皆さんのお手伝いをしました。グループでの作業で高学年の子どもがよくお世話をしたことに感心しました」と感想を述べられました。縦のつながりは、地域の人びととも結ばれています。



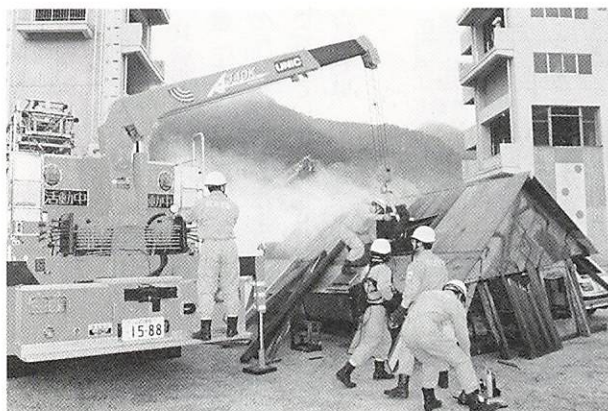
シルバー人材センター会員がパークロードを清掃

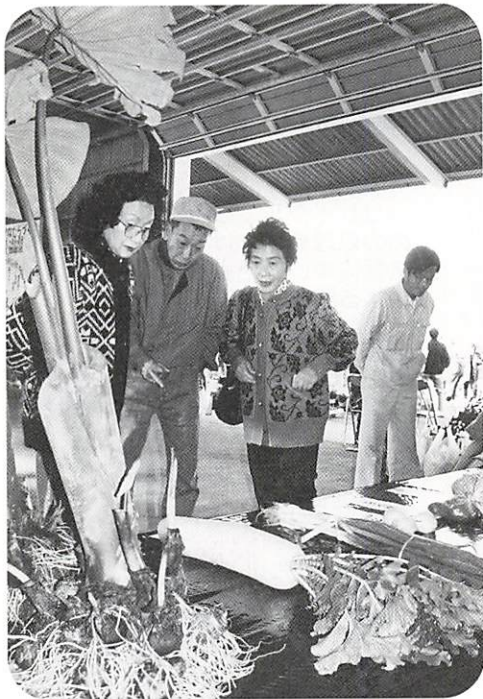
11月23日、山口市シルバー人材センターの会員約150人が参加して午前9時から約2時間、パークロード周辺の清掃を行いました。毎年恒例の行事で今年で11回目。会員は「地域のお役にたつ」などのモットーを書いた布を胸に着け、枯れ葉やゴミをホウキなどを手に4班に分かれて和気あいあいのうちにかたづけました。皆さんが掃除したあとは落ち葉ひとつないほどきれいでした。



いざという時に備え県内の合同訓練

阪神・淡路大震災を教訓に大規模災害に備えて、人名救助活動などをより効果的にするため、昨年6月に緊急消防援助隊の山口県隊が発足しました。11月27日、県内緊急消防援助隊の合同訓練が山口県消防学校で初めて行われ、県内の15の消防本部から隊員120人と救助工作車や化学消防車、はしご車、高規格救急車な車両16台が参加。訓練はマグニチュード7.5の大地震が発生したことを想定して集結場所に人員機材が集まったあと、現場に移動して特殊訓練を受けている隊員によりビル内の救助活動作業など、各部隊が本番さながらの訓練を展開しました。





◀むらの味発信 仁保大農業まつり

第二十四回仁保大農業まつりが仁保農業協同組合・仁保公民館で開催されました。安全有機米・仁保産牛肉・新鮮野菜などの各種即売コーナーが開かれたほか、ステージ、もちまきなどのイベントも盛りだくさん。農産加工コンクールでは五十二点の応募の中から、丸末ハル子さんの「かきもち」が最優秀賞に選ばれました。また、仁保農業協同組合長の末永昌巳さんは「食べ物に命をつなぐために無くては困るものです。飽食の時代もいつまで続くかわかりません。食べ物に対する考え方をかえなければならぬと思います」とあいさつの中で農産物の大切さをアピール。十一月二十三日、来場者三千五百人は仁保の貴い恵みに満たされました。

◀壮大に天神祭奴行列

西の京山口の晩秋を飾る山口天神祭が十一月二十三日、盛大に催され、御神幸行列が市内中心商店街などを練り歩きました。山口天神祭は山口三天まつりのひとつに数えられ、約六百年前に大内弘世が京都の北野天満宮より勧請して以来といわれる伝統のお祭り。昨年、地元有志が五十五年ぶりに復活させた備立行列（奴行列）は人数が去年の倍の十八人になったことで、さらに壮大さを増し、沿道を埋めた見物客は、この華やかな行列に見入っていました。



モニター短信

冬の使者コハクチョウ



今年も深溝へコハクチョウがやって来ました。秋の取り入れも終わった11月中旬から深溝の田んぼでは10羽余りのコハクチョウの姿が見られるようになりました。

小春日和の暖かい日差しの中で真っ白な姿で群れているのは、なんともどかな風景です。いつまでもコハクチョウの来る豊かな自然を大切にしたいと思ひますし、驚かさぬように遠くから眺めております。

～嘉川地区広報広聴モニター 末永勝子さん～

「陶来楽夢山歩」

秋まっ盛りの11月23日、陶地区青少年健全育成協議会（陶っこ協議会）の主催により、「陶来楽夢山歩」と称して山登りがありました。最年少4歳から最高齢75歳までの老若男女約百数十名が、陶の山に挑戦しました。

一里塚前に集合し、馬頭観音～陶峠～そして山頂の魚切山（373m）に到着し、ここで昼食を取りました。お天気もよく、前方に陶ヶ岳、後に平川、そしてその後方に方便山とながめも大変よく、山の上から自分の家をさがしたり、山の紅葉を眺めたり、久しぶりにいい気持ちになりました。

下山した後、〇×クイズがあり、陶の方言などユニークな問題も出て、みんな楽しい1日を過ごしました。

子供さん達も貴重な体験をして、きっと心の財産となった事でしょう。



～陶地区広報広聴モニター 井本睦子さん～

「美術館へ行こう」参加者募集

- 日時 1月11日(土)午後1時から(2時間程度)
- 場所 山口県立美術館(現地集合)
- 内容 「明治日本画の新情景展」を鑑賞
- 入館料 700円程度
- 募集人員 30人(先着順)
- 申し込み 12月17日~25日までに山口南総合センター(名田島1218-1 ☎32-8333・小郡72-8333)へ

山口赤十字看護専門学校 看護学生を募集

- 出願期間 1月6日~17日(必着)
- 試験期日 1月30日(木)・31日(金)
- 受験資格 高等学校卒業者または平成9年度卒業見込みの者
- 募集人員 35人
- 問い合わせ 山口赤十字看護専門学校(野田172-5 ☎25-7982)へ

小学生書き初め大会

- 日時 1月5日(日)午前10時~正午
- 場所 市児童文化センター(湯田温泉五丁目1-1)
- 対象 市内の小学生(低学年は保護者同伴)
- 材料費 100円
- 募集人員 30人
- 指導者 時重正道先生、深尾泰子先生
- 持参品 書道用具一式(半紙はセンターで用意します)
- 課題 1年生「うし」・2年生「しらうめ」・3年生「はるの光」・4年生「新しい年」・5年生「初日の光」・6年生「平和の春」
- 申し込み 12月17日~26日の日・月曜日、祝日を除く午前9時~午後5時の間に市児童文化センター(☎22-4285)へ

山口市リサイクルプラザがオープンします

いよいよ、平成9年1月に「山口市リサイクルプラザ」がオープンします。これを記念して下記のイベントなどを実施しますので、皆さんふるってご参加ください。

■山口市リサイクルプラザ オープン記念講演

- ☆日時 1月25日(土)午後2時開演
- ☆場所 山口南総合センター(名田島1218-1)
- ☆演題 「地球にやさしいリサイクルを! “宇宙から地球を見て”」
- ☆講師 秋山豊寛・元TBS報道局専任局長
- 1990年12月、日本人初の宇宙飛行士として(旧)ソ連の宇宙ステーション、宇宙船に乗り込み、地球を144周・9日間の飛行をする。現在は、福島県で農業に従事。
- ☆入場料 無料
- ☆申し込み はがきまたはファクスに、住所・氏名・電話番号を記入し、1月14日(必着)までに市清掃事務所内「山口市リサイクルプラザオープン記念講演」係(大内御堀503/ファクス27-1710)へ
- ※定員になりしだい締め切ります。
- ☆問い合わせ 市清掃事務所減量推進室(☎27-1770)へ

リサイクルプラザは再資源化のための処理機能だけでなく、皆さまが気軽に集い、活動するための場を提供する機能も備えています。

■山口市リサイクルプラザ・スタッフボランティア募集

- 山口市リサイクル研究会では、当会が開催する研修や講座などの運営をお手伝いしてくれる、ボランティアを募集します。
- ☆ボランティアの種類 情報誌の発行・講座の運営(リサイクル作品の講師など)・山口市リサイクル研究会スタッフ
- ☆申し込み 1月15日から電話またはファクスで、山口市リサイクル研究会(☎27-7122/ファクス27-7133)へ

■いらんかね情報公開

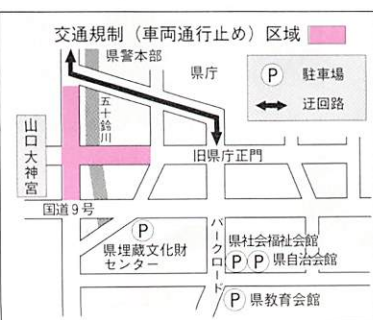
- ご家庭でいらなくなったものを登録し、必要としている人に譲る「いらんかね情報」を開設します。
- ☆情報登録 1月6日(月)から
- ☆登録できるもの(有償譲渡のみ) 家具・楽器・スポーツ用品・置物・玩具・衣類(要洗濯)・本(月刊誌・週刊誌は除く)・日用雑貨品・電化製品・自転車・グランドピアノなど特殊なもの
- ☆問い合わせ 山口市リサイクルプラザ(☎27-7122)へ
- ※12月末までは、市清掃事務所減量推進室(☎27-1770)へ

■フリーマーケット出店募集

- ☆日時 1月26日(日)開店:午前11時 閉店:午後3時
- ☆場所 山口市リサイクルプラザ(大内御堀489-8)
- ☆出店数 50店(1区画1坪)
- ☆出店料 無料
- ☆申し込み 市清掃事務所減量推進室(☎27-1770)へ
- ※50店になりしだい締め切ります。

- 迂回路 法泉寺居住の方は、
- 交通規制
 - ・12月31日午後11時~翌1日午後6時
 - ・1月2・3日午前8時30分~午後6時
- 臨時駐車場 使用日時は右の規制日時と同じです。このほか大神宮近辺にも予定されているので、交通整理員に指示を受けてください

山口大神宮初詣の交通規制と臨時駐車場



県庁構内をご利用ください

年末・年始の市役所

- 窓口業務 ▽年末 12月27日(金)午後5時15分まで
- ▽年始 1月6日(月)から
- ※休み期間中でも、死亡届などは、市役所宿直室で受け付けます
- ごみ収集(市清掃事務所 ☎27-0020) ▽年末 12月31日(火)まで ▽年始 1月6日(月)から
- ごみの持ち込み
 - ◆可燃物・清掃工場(大内御堀 ☎27-0020) ▽年末 12月30日(月)午後4時まで ▽年始 1月4日(土)から
 - ※1月4日は午前中のみ
 - ◆不燃物・神田一般廃棄物最終処分場(☎27-4007) ▽年末 12月30日(月)午後4時まで ▽年始 1月4日(土)から
- 火葬場
 - ◆市斎場(仁保) 1月1日(水)のみ休業 ◆浄明苑(嘉川) 無休
 - ◆不要犬・猫の引き取り
 - ◆犬 12月26日(木)・1月2日(木)は休み
 - ※通常は毎週末曜日に引き取り
 - ◆猫 1月1日(水)は休み
 - ※通常は毎月第1・3水曜日に引き取り
- し尿処理
 - ◆富士企業担当区域(☎25-7654) ▽年末 12月28日(土)まで ▽年始 1月6日(月)から
 - ◆山口公衆衛生協会担当区域(☎22-1746) ▽年末 12月28日(土)まで ▽年始 1月7日(火)から
- 6日(月)から

催し物とお知らせ

工業統計調査にご協力ください

12月31日現在で、工業統計調査(甲・乙調査)および石油等消費構造統計調査が行われます。

工業統計調査(甲・乙調査)は、製造業を営む事業所を対象に、その実態を明らかにすることを目的として行われ、調査結果は国や地方公共団体の施策立案の基礎資料として利用されています。

石油等消費構造統計調査は、従業者30人以上の製造業事業所および商業事業所で通商産業大臣の指定した事業所を対象に、石油を中心とするエネルギー消費の実態を明らかにすることを目的としています。

対象となる事業所には、年末から年始にかけて調査員がお伺いします。

皆さまから提出された調査票は、統計法に基づき統計以外の目的には使用されることはありませんので、安心してご協力くださるようお願いいたします。

○問い合わせ 市広報広聴課統計担当(☎22-4111)へ

年末調整無料個別相談会

○期日・場所

- ・1月7日(火) 嘉川公民館・名田島公民館
- ・1月8日(水) 山口商工会議所(中市1-10)

○時間 午前10時～午後4時

○持参品

源泉徴収簿、扶養控除申告書、保険料控除申告書、生命保険・損害保険等各種証明書、印かん、その他年末調整に必要な書類

○問い合わせ 山口商工会議所中小企業相談所(☎25-2300)へ

新春登山

■鴻の峯

○集合 1月1日(水) 午前6時40分・木戸公園前広場

○コース(全行程約4km) 木戸公園前広場～林道～鴻の峯山頂(自由解散)

○問い合わせ 市教育委員会体育課(☎22-4111)へ

■涼山(宮野住吉)

○集合 1月1日(水) 午前5時45分・宮野公民館

○コース(全行程約2km) 公民館～本宮野バス停～住吉登山口～山頂

○問い合わせ 宮野公民館(☎28-0250)へ

■方面山(仁保久寺裏山)

○集合 1月1日(水) 午前6時40分・仁保駅前バス停

○コース(全行程約3km) 仁保駅前バス停～林道～山頂

○問い合わせ 仁保公民館(☎29-0105)へ

※参加料は無料です。山に登れる服装で、懐中電灯、タオル、水筒などを持参してください。なお、雨天・積雪の場合は中止します。

きて！きて！年末年始のニューメディア科学館

○期日

・12月28日まで「オリジナルカードをつくろうよ！」～キミだけのカワイイ・カッコイイカードを作ってみよう！～(12月16・24日は休館)

・1月4日～7日「うしさんクイズ」(1月6日は休館)

○時間 午前9時30分～午後5時

○場所 ニューメディア科学館(熊野町1-10)

○入場料 無料

○問い合わせ (財)山口県ニューメディア推進財団(☎21-1125)へ

難病患者に在宅福祉サービスを開始します

老人福祉法や身体障害者福祉法の施策の対象とならない18歳以上の難病患者等を対象とした、難病患者等居宅生活支援事業(ホームヘルプサービス・短期入所・日常生活用具給付)が、来年1月から実施されます。

詳しい内容については、市高齢障害課(☎22-4111)へお問い合わせください。

水道管の冬支度はもうお済みですか？

寒さが厳しくなり、夜明けなど氷点下になると、水道管や蛇口の中が凍り、器具が破損したり、ヒビ割れしたりします。

むき出しになった水道管や蛇口に発泡スチロールの保温カバーをして、寒さに気をつけましょう。

◇凍ったとき

急に熱湯をかけると破損したり、蛇口をいためることがあります。

◇破損したとき

元栓(上水栓・内バルブ)を締めて、市水道局(☎22-0004)または市水道局の指定業者にご連絡ください。

募集コーナー

市民スキー講習会

○日時 1月19日(日) 午前6時市会館小ホール前出発

○行き先 八幡高原191スキー場(広島県山県郡芸北町)

○費用 6,000円

○募集人員 80人(先着順)

○申し込み 所定の申込書に代金を添えて山口市スキー連盟事務局(吉数字上清水/スポーツショップスギモト内☎32-1234)へ

1月の不燃物収集日

6日(月)	下金古曾・八幡馬場・上金古曾・石観音・木町・天花・天花畑
7日(火)	道祖町・堂の前・円政寺・上古熊
8日(水)	嘉川
9日(木)	佐山
10日(金)	古熊・西白石・西糸米・東白石・東糸米・上堅小路・下堅上・荒高・今市
13日(月)	(上・中・下)後河原・下堅中下・今道・大附・熊野・東滝・太刀売
14日(火)	三和町・西滝・野田・大殿大路・中市・米屋町・大市諸願・天神通り・中河原・久保小路・新馬場・松の木町・今小路・新天街・新丁・新道・早間田・新町
16日(木)	陶・鑄銭司
17日(金)	名田島・秋穂二島
20日(月)	(上・中・下)清水・中讃井・東惣太夫・前町・鰐石
21日(火)	平川
22日(水)	大内
23日(木)	吉敷
24日(金)	西惣太夫・田町・竜王町・元町・一本松・角下市町
27日(月)	(上・中・下)道場門前・仁保
28日(火)	小鯖
29日(水)	大蔵
30日(木)	宮野
31日(金)	朝倉中央・東朝倉・西朝倉・元町西

○日時 12月25日(水) 午後1時半(1時受付開始)

○場所 白石公民館

○相談内容 日常生活での法律の問題に関すること

○相談員 弁護士

○問い合わせ 市広報広聴課市民相談室(☎22-4111)

書などを、**市民無料法律相談**に持参してください。

※行政相談は、市民相談室、行政監察事務所(☎22-11590)で常時受け付けています。

※相談に際しては、詳しい書類・登記、契約

編集後記

▽今年もいろいろなことがありました。六月に入って病原性大腸菌O157が原因とみられる食中毒が、全国各地に発生し死亡者が出るほどの痛ましいできごとがありました。

▽本年も、月二回の市報発行にあたり、市民の皆さんの生の声をできるだけ多く取材し、親しまれる紙面になるよう努めました。この一年間大変お世話になりました。ご家族おそろいで、輝かしい新年をお迎えになりますよう、スタッフ一同心からお祈り申し上げます。

○固定資産税3期・国民健康保険料7期の納期限は1月6日(月)です。お忘れなくお納めください。

○市税・国民健康保険料の納付については、便利な口座振替をご利用ください。

健康コーナー

乳幼児特別クリニック

- 期日 1月13日(月)
- 受付時間 午後1時~1時30分
- 場所 山口環境保健所(葵二丁目5-69)
- 対象 発育・発達について心配のある乳幼児
- 申し込み 山口環境保健所保健指導班(☎22-5111)へ(予約制)

精神障害者保健福祉手帳の申請を受け付けています

- 対象 精神疾患を有する者のうち、精神障害のため長期にわたり、日常生活または社会生活への制約がある者
- 申請・交付窓口 山口環境保健所(葵二丁目5-69)
- 必要なもの 申請書・医師の診断書または障害年金証書、年金裁定通知書、直近の振込(支払)通知書の写し・印かん
- 有効期間 2年(更新・変更・再交付可)
- 問い合わせ 山口環境保健所精神保健班(☎22-5111)または県健康増進課精神保健係(☎33-2944)へ

催し物とお知らせ

ふれあい広場「しめなわ朝市」

- 日時 12月29日(日)午前6時30分から3時間の予定(小雨決行)
- 場所 パークロード・県立美術館前
- 出品物 輪かざり、鏡もち、榊など
- 問い合わせ 市生活環境課(☎22-4111)へ
- ※今月は、第4日曜日(12月22日)の日曜朝市はありません。

遺跡の分布調査にご協力を

- 市教育委員会では、鑄銭司地区の旧国道2号線より南の地域と嘉川地区の遺跡の分布調査を行います。皆様のご協力をお願いします。
- 期間 1月下旬~3月下旬
 - 方法 8~10人で田畑を歩き、地表上の土器などを採集する
 - 問い合わせ 市教育委員会文化課(☎20-4111)へ
 - ※調査員は「山口市」の腕章をつけています。

- 児童手当を受けられる人が公務員になったとき
- ・特別給付の受給者が退職したとき
- ・児童手当の支給は請求された月の翌月分からとなります。
- 手続き場所 市児童家庭課 または各出張所
- 問い合わせ 市児童家庭課

☎22-4111へ

定期予防接種のお知らせ

乳幼児、児童、生徒の皆さん、予防接種はお済みですか?対象年齢を超えると定期接種(無料)として受けることができません。なるべく早く受けましょう。詳しくは、市民健康づくりカレンダーをご覧ください。
○問い合わせ 市保健センター(健康増進課☎21-2666)へ

種 類	標準的な接種年齢	定期接種の対象年齢	回数	方 法
ポリオ ※平成8年度は終了	生後3~18月	生後3~90月	2回	集団接種年2回 春期5月頃、秋期10月頃 (各公民館・保健センター)
三種混合1期初回	生後3~12月	生後3~90月	3回	個別接種 (指定医療機関) ※指定医療機関は「市民健康づくりカレンダー」に掲載
三種混合1期追加	1期初回接種後12~18月	生後3~90月	1回	
二種混合2期	小学校6年	11~12歳	1回	
麻しん	生後12~24月	生後12~90月	1回	
風しん	生後12~36月	生後12~90月	一生 1回 のみ	
	小学校1年	生後90月以下の者		
	中学校2年	12~15歳		
※小学1年、中学2年時は、風しん(MMR)未接種の男女		※中学生の風しんについては、平成15年9月30日までの間(対象S54.4.2生~62.10.1生)		
日本脳炎1期初回	3歳	生後6~90月	2回	
日本脳炎1期追加	4歳(初回終了後概ね1年おく)	生後6~90月	1回	
日本脳炎2期	小学校4年	9~12歳	1回	
日本脳炎3期	中学校3年	14~15歳	1回	
BCG	4歳未満ツ反陰性者		1回	集団接種 北部月1回(市保健センター) 南部3か月に1回(南総合センター)
	小学校1年ツ反陰性者 (BCG接種者は2年ツ反陰性時)		1回	集団接種 (各学校)
	中学校1年ツ反陰性者 (BCG接種者は2年ツ反陰性時)		1回	
※小・中学校は平成8年度は終了				

ねずみ一斉駆除月間

12月から来年2月まで「山口県ねずみ一斉駆除運動」が行われます。特に12月は駆除強化月間です。より衛生的な環境をつくるため、年末の大掃除の機会にねずみ駆除を行い、次のことにも気をつけましょう。
☆家屋内外の清掃・整理

- ☆食品の管理と台所ごみの処理
- ☆ねずみを退治したときは、死がいの処分と周辺の殺虫処理を忘れずに
- ※害虫防除業者などについてのお問い合わせは、下記のところへ
- ・山口環境保健所(☎22-5111)
- ・市生活環境課(☎22-4111)

児童手当の手続きはお済みですか

- 児童手当を受けられる人
三歳未満の児童を養育し、前年の所得が一定額未満の人
- 支給額(月額)
・第一子 五千円
・第二子 五千円
・第三子以降 一万円
- 支給方法
二・六・十月の中旬に、前月分までの児童手当(四か月分)が、申請された口座に振り込まれます。
- こんなときは早めに手続きをとるとよい
・初めて児童手当を受けようとするとき
- ・現在児童手当を受けている人で、養育する児童が増えたとき、または少なくなつたとき
- ・他の市町村から転入したとき、または他の市町村へ転出するとき
- ・児童手当を受けている人が公務員になったとき
- ・特別給付の受給者が退職したとき
- ※児童手当の支給は請求された月の翌月分からとなります。